

# 一般社団法人飛鳥観光協会 社員に関する規程

(平成30年7月9日 規程第1号)

## (総則)

第1条 本規程は、一般社団法人飛鳥観光協会（以下、「協会」という）の定款（以下、「定款」という）第3章に定める社員資格につき、協会に入会の申し出をした者に対する承認の手続き、および協会の経費等に関して必要な事項を定めるものである。

## (社員資格)

第2条 定款第5条に定める正会員、賛助会員の入会基準は以下の通りとする。

(1) 以下の基準を満たす法人、個人又は団体は正社員とする。

- ①協会の目的や事業に賛同して入会したもの
- ②関係諸法令、定款及び協会所定のガイドラインを遵守するもの
- ③過去、観光サービス事業の執行において法令違反又は協会の目的に反するような行為をしたものでないこと

(2) 以下の基準を満たす法人、個人又は団体は賛助会員とする。

- ①協会の目的や事業を賛助するために入会したもの
- ②関係諸法令、定款及び協会所定のガイドラインを遵守するもの
- ③過去、観光サービス事業の執行において法令違反又は協会の目的に反するような行為をしたものでないこと
- ④その他、理事会が当法人の目的に資すると判断し、推薦した法人、個人又は団体

(3) 正会員の内、その業績が特に優れ又は協会の目的に資する事業を行っている者を、理事会の推薦により、当協会の特別会員とすることができる。

## (入会の手続)

第3条 協会に入会を希望するものは、所定の入会申込書（様式第1号）を代表理事に提出しなければならない。ただし、協会設立の日までに、飛鳥京観光協会の会員となっているものについては、入会を決定しているものとする。

2 本会への入会の可否は、次に掲げる事項を基に、代表理事が決定する。

- (1) 本会の目的に賛同するものであること。
- (2) 本会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
- (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、特別会員の入会については、社員総会が承認し、本人が入会を承諾することにより成立する。

5 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

## (会員の権利)

第4条 正会員及び特別会員は、社員総会において議決権を行使し、当法人主催の事業に参加し、当法人の事業によるサービスの提供を受けることができる。

2 賛助会員は、当法人主催の事業に参加し、当法人の事業によるサービスの提供を受けることができる。

(社員の義務)

第5条 社員は、法令、定款及び当法人所定のガイドラインを遵守し、消費者の信頼を確保することによって、社会に貢献するよう努力しなければならない。

(会費の額)

第6条 会員の会費は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人は、年額1口5,000円以上とする。
- (2) 団体は、年額1口5,000円以上とする。
- (3) 賛助会員は、年額1口1,000円以上とする。

(会費の納入)

第7条 会員は、協会から会費の請求を受けたのち、協会が指定する期日及び指定する方法により会費を納入しなければならない。

(臨時経費)

第8条 社員からの経費、寄附等以外に当法人が臨時経費を必要とする際には、理事会の議決を経て社員から臨時経費を徴収することができる。

(規程の変更)

第9条 本規程の改廃は、社員総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、協会設立の日から施行する。